[事案 29-328] がん入院給付金支払請求

· 平成 30 年 7 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

「がんの治療を受けることを直接の目的とした入院」に該当しないことを理由に、がん入院 給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

鼠径へルニアで入院したため、平成9年11月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求 したところ、「がんの治療を受けることを直接の目的とした入院」に該当しないことを理由に 支払われなかったが、以下の理由により、がん入院給付金を支払ってほしい。

(1)被保険者は、前立腺がんによる前立腺摘出手術を受けているが、そのことによる鼠径ヘルニア発症率は6-14%とされ、本入院は、前立腺がんの治療が原因である。

<保険会社の主張>

本入院が約款に定める「がんの治療を受けることを直接の目的とした入院」に該当しないことは明らかであるため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情 聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は約款に定める「がんの治療を受けることを直接の目的とした入院」に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。